訪問看護重要事項説明書

（令和８年６月１日現在）

１．訪問看護ステーション概要

（１）提供できるサービスの地域

事業者名称	訪問看護ステーション　ゆとリハ
所在地	〒２９４−００１８ 千葉県館山市国分９１１番地の１館山バレー０４号室
事業所番号	１２６３６９０１３８
運営法人	株式会社ａｗａｋａｒａ
代表者	斎藤 龍祐
電話番号	０４７０−２９−３５５３
サービス提供地域	館山市・南房総市・鴨川市・鋸南町 （その他の市町村も必要に応じて対応）

（２）職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	１名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	１名
訪問看護	看護師	５名	２名	訪問看護サービスの提供	７名
訪問看護	准看護師	０名	０名	訪問看護サービスの提供	０名
訪問看護（リハビリ）	理学療法士	５名	０名	訪問看護サービス（リハビリ）の提供	５名
訪問看護（リハビリ）	作業療法士	１名	１名	訪問看護サービス（リハビリ）の提供	２名
訪問看護（リハビリ）	言語聴覚士	０名	０名	訪問看護サービス（リハビリ）の提供	０名
事務		１名	０名	事務所の必要な事務処理	１名

2 事業の目的と運営方針

（１）事業の目的

訪問看護ステーションゆとリハは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

（２）運営方針

当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

（１）営業日・時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、祝日、１２月３１日から１月３日まで

（２）サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで ただし、緊急時（介護予防）訪問看護加算、及び緊急訪問看護加算対象者は営業日・営業時間帯に関わらず、時間外でも対応いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。（利用料金は別紙の料金表をご参照下さい。）

※時間帯については､下記をご参照下さい。

・早朝・・・・午前６時～午前８時

・夜間・・・・午後６時～午後１０時

・深夜・・・・午後１０時～午前６時

４ サービス提供内容

⑴看護介護行為（利用者に対して）

・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）

・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）

・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

⑵医療的処置行為

・創傷及び褥瘡処置

・人工肛門、人工膀胱管理ケア

・経鼻チューブ、胃瘻チューブ管理ケア

・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア

・在宅酸素療法管理ケア

・在宅人工呼吸器管理ケア

・喀痰の吸引、管理
・点滴
・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
⑶リハビリ援助行為
・関節可動域運動
・筋力トレーニング
・日常生活動作練習
・手段的日常生活動作練習
・自主トレーニング指導
・環境整備、福祉用具の提案
・シーティング、ポジショニングなど
④介護者に対して
・介護方法の指導
・褥瘡予防、食事介助指導（介助の工夫・方法など）
・室内環境整備の提案、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法など
・介護者の健康相談、助言

５ 利用料金

（１）利用料として、介護保険法第４１条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

（２）利用者は訪問看護ステーションに規定料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

（３）交通費、及びキャンセル料については、料金表（別紙）に定めたとおりの費用を支払うものとします。

６ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月２０日までに利用者宛にお届け（受け渡しまたは郵送）します。

② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合） その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から３０日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

７ サービスの中止

(１)当日の体調確認の結果、もし体調が悪い場合は、サービスを変更または中止する可能性があります。

(２)ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その際には、ご家族に連絡をし、適切な対応を行います。

(３)他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、すみやかに事業所へお知らせください。

(４)気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した場合、事業者からの申し出により、サービスを中止する場合があります。

８ 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

９ 事故発生時の対応方法について

・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
・訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 サービスの内容に関する苦情

訪問看護ステーションゆとリハのサービスに関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	〒294-0018　千葉県館山市国分911番地の1 館山バレー04号室 電話番号　0470-29-3553　FAX番号 0470-29-3554 受付時間　8:30～17:30（月～土）
【市町村（保険者）の窓口】	館山市 高齢者福祉課 0470-22-3489 南房総市 健康支援課 0470-36-1152 鋸南町 健康福祉課.　0470-50-1172 鴨川市 健康推進課.　04-7093-7111
【公的団体の窓口】	千葉県国民健康保険団体連合会 電話番号　043-254-7404 受付時間　8:00～17:00（月～金）

11 訪問看護サービスに際してのお願い

⑴お茶やお菓子等のお心付けは一切不要です。
⑵訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどのご配慮をお願いいたします。
⑶ハラスメント行為などにより健全な信頼関係が築けないと判断した場合にはサービスの中止または契約の解除をさせていただくことがあります。

12 サービス利用に関しての禁止事項

利用者またはその家族等は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

⑴暴力・暴言・迷惑行為

従事者に対する身体的な暴力、威圧的な言動（どなる、机をたたく等）、誹謗中傷、ストーカー行為、および精神的な苦痛を与える一切の迷惑行為。

⑵ハラスメント行為

パワーハラスメント、カスタマーハラスメント（過度な要求の強要）、およびセクシャルハラスメント（不必要な身体接触、性的な言動、交際の強

要等）。

⑶プライバシーの侵害・無断撮影等

サービス提供中における従事者の無断での写真・動画撮影、録音。および、それらを SNS 等に掲載したり、第三者へ提供したりする行為。

⑷その他運営を妨げる行為

宗教・政治活動、物品販売等の勧誘、および従事者への金品・物品の贈与。

※上記の禁止事項に抵触した場合、本契約を解除し、サービスの提供を中止することがあります。

13 訪問時間の変更および緊急時対応について

⑴当事業所では、他の利用者様の体調変化や緊急対応等により、訪問時間が遅れたり、予定を変更させていただく場合がございます。その際は、可能な限り事前にご連絡いたしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

⑵緊急時の訪問に際しては、道路状況や遠方の利用者様への対応等により、訪問までに時間を要する場合がございます。あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。